

公益財団法人8020推進財団 歯科保健活動事業助成交付要綱

1. 助成交付の目的

本財団は、8020運動に関する事業の振興を一層推進するため、申請機関の歯科保健活動事業に対して助成金を交付する。

2. 助成申請に関する事項

(1) 助成対象となる団体

歯科医師会、公益財団、NPO法人、公共機関等歯科保健活動事業が実施できる団体、組織。

※1団体1件の申請に限る。

(2) 助成対象となる事業

「歯とお口の健康づくり」の支援事業であること

- (1) う蝕、歯周病など歯科疾患予防に関する事業
- (2) フッ化物応用に関する普及啓発事業
- (3) 成人歯科健診・保健事業
- (4) 高齢者歯科健診・保健事業
- (5) 噛むことの効用（「食育」を含む）に関連したテーマ、事業
- (6) 禁煙支援に関する事業
- (7) 要介護者・障害者(児)を対象とした口腔ケア、口腔機能向上に関する事業
- (8) 歯科保健の普及啓発事業・歯の喪失防止に関する調査事業
- (9) 医科歯科連携の事業（糖尿病・がんなど）
- (10) その他、8020運動推進に有効と思われる普及啓発・調査研究事業

<注意事項>

- ※ 新「8020運動」の主役は、地域における住民であり、住民がアクセスし、参加しやすい運動展開であること。
- ※ 単なるイベントの開催でなく、またパンフレット等の作成にとどまらず、住民が自発的、積極的に主催、企画する研修会、学習会の開催であること。
- ※ 原則的に単なるイベント開催は、助成の対象となりません。
- ※ 行政と住民が連携したう歯・歯周病予防などの運動展開を歯科医師会が支援する形が望ましい。
- ※ 公益財団、NPO法人、歯科大学等との連携による事業であることが望ましい。

(3) 助成交付額

・総額：1,200万円（予定）

※助成交付額は1件につき、30万円から80万円とする。

(4) 助成の対象となる事業の実施期間

4月1日～翌年3月31日までに完了することを原則とします。

(5) 審査

・申請書類の審査は、8020 地域保健活動推進委員会において行う。

(6) 申請書

別添：歯科保健活動事業助成交付申請書(様式1、様式1-2)

(本財団ホームページ <http://www.8020zaidan.or.jp> からダウンロード可能)

※片面印刷、左肩クリップ留めでお願いいたします。

(7) 申請書の受付期間

毎年6月1日 ～ 6月30日 (実施を予定している当該年度当初に申請)

申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「**歯科保健活動事業助成交付申請書類在中**」と記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函してください。

(8) 申請書の提出先

公益財団法人8020推進財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内

電話 03-3512-8020 F A X 03-3511-7088

(9) 報告書

活動の「報告書(結果・事後評価)」は事業における経費計算書を添えて財団に(翌年4月末日までに)提出する。